



既存建物を営業用倉庫に リノベーションします！

近年、営業用倉庫は優良荷主企業様のニーズが益々高まっています。

01 営業用倉庫とは

倉庫は保管活動が主体ですが、ひとくちに倉庫といっても種類はいろいろあります。

そのなかで他人の物品をあずかって倉庫に入れ保管することを業とし、かつ倉庫業法という法律に基づいて許可を取ったもののみを営業用倉庫といいます。すなわち許可を得られない場合は保管することを業とすることはできません。そして、倉庫業法によって守らねばならない種々の事柄が決められています。

倉庫業法によれば、「倉庫とは物品の滅失もしくは破損を防止するための工作物、または物品の滅失もしくは破損を防止するための工作を施した土地もしくは水面であって、物品の保管の用に供するものをいう」と規定しています。つまり、倉庫は物品を貯蔵、保管するための施設にしなければなりません。

よって、災害や防犯においても安心して保管貨物の管理が確約されることも大きなポイントです。



02 営業用倉庫のビジネスモデル

建築基準法、倉庫業法等の法律や規制をクリアした営業用倉庫は、優良荷主企業様が必要とするコンプライアンスやマニフェスト作成において、必要不可欠な物品保管場所です。しかし昨今では、荷主企業様が独自で自社倉庫の確保やスタッフを雇用し、設備を整えるにはリスクが大きいと言われていています。

また、荷受側企業様において営業用倉庫の認定企業であるということは、倉庫業において物品管理者としての作業能力が優れており、安心して保管貨物の管理が任せられる企業としての社会的信用を得ることができます。

そこで当社は、既存の倉庫や工場を使用しての営業用倉庫へのリノベーションと、認定申請をトータルにプロデュースします。もちろん既設建物を使用することでスピーディかつローコストを実現します。



COMMERCIAL WAREHOUSE

新築工事ではなく、既存建物のリサイクルを目的としているため、設計、申請、許可、施工、検査が複雑であり、かつ諸官庁への対応が多岐にわたるといったデメリットもありますが、「スピード&ローコスト」をコンセプトに経験とノウハウの構築に努力いたしますので、ご使用されていない倉庫や工場等の利用、または既存建物の購入をお考えの企業様は、お気軽にお問合せください。もちろん三重県宅地建物取引業協会加盟会社ですので、物件探しからお手伝いさせていただきます。